

船舶の変更登録申請手続について (総トン数20トン以上の日本船舶)

○根拠法令：船舶法第6条ノ2、第10条、第11条

○申請対象者：船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

○提出時期：変更の事実が生じた日から2週間以内

○申請書様式：船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

○添付書類

- ・所有者の変更（名義人、住所など）：船舶登記簿謄本、抄本又は登記済証
- ・船籍港の変更：変更の事実を証する書面（置籍願など）
- ・総トン数の変更：－
- ・その他表示事項の変更：臨検調査書など

<船舶登記簿の表題部（船名、船籍港、総トン数等）に変更が生じる場合>

- ・収入印紙1,000円（法務局へ嘱託する際の登録免許税）
- ・返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本（登記済証）を希望する場合に限る）

○手数料（所定の様式に収入印紙を貼付）

- ・登録手数料（変更）13,500円（船舶法施行細則第48条）
但し、船籍港の変更を含まない場合は6,700円
（船籍港の変更であっても、同じ管海官庁（運輸局等）の管轄区域内での変更の場合は6,700円です。詳しくはお問い合わせください。）
- ・船舶国籍証書の書換手数料として4,500円（英語併記の場合は7,500円）が別途必要となります。（船舶法施行細則第51条）

※なお、変更の登録と証書の書換は、同時におこなわなければなりません
（船舶法施行細則第31条）

○提出窓口：最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は運輸支局（事務所）

○受付時間、交付日時等：提出先にお問い合わせください。

国土交通省

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	: 045-211-7222
北陸信越運輸局海上安全環境部	: 025-244-6113
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	: 06-6949-6423

神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 : 078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 087-825-1189
九州運輸局海上安全環境部監理課 : 092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 : 098-862-1454